ACSES ニュースレター_２１３７号（2021 年７月６日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇海水浴客２００人病院へ　汚染か―アルジェリア<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・20 代女性が食中毒　アジ、カツオの刺し身を食べる…お土産のサバも　「アニサキス」摘出　すし店を処分<新聞報道>
・5 人死傷事故、京産大自動車部の試走中に発生　危険運転罪に問われた学生は見学者<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「送りつけ商法」被害防ぐ新制度 届いた商品 処分できるように<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
[原子力施設全般]
・「原発のゴミ、処分するところない」　小泉元首相が講演<新聞報道>
[火災対策]
・また上がる「火災保険料」でも節約より重視したいこと<新聞報道>
[土石流対策]
・崩壊 5 万立方メートル　盛り土、被害拡大の可能性　熱海・土石流<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 118 号）<官報>
[4] アスベスト（石綿）
◇石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について<環境省>
◇珪藻土バスマット等の輸入手続など<厚生労働省>
◇アスベスト（石綿）情報<厚生労働省>
[5] 医薬品
◇アルツハイマー病新薬広がる波紋　米下院も調査へ<新聞報道>
[6] 廃棄物関係
◇EU、使い捨てプラ食器を禁止　欧州の海岸ごみ 7 割減<Web 報道>
[7] 温暖化対策関係
◇「脱炭素」株主に波及、定時総会　環境対応、経営の主軸に<Web 報道>
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　３件
[9] その他省庁発表　　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　３件
[11] その他　　２件
[付録]

狗尾草（エノコログサ、ネコジャラシ）

◇汚染されたネット広告、大企業も関与　「バレなければ問題ない」2 兆円市場の影<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇海水浴客２００人病院へ　汚染か―アルジェリア

＜時事ドットコム　2021 年 7 月 6 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021070600180&g=int

アルジェリア北部テネスで４日、海水浴中の２００人近くが次々と気分が悪くなり、病院に搬送された。地元当局者は症状について「吐き気、発熱、目の充血」とテレビの取材に語った。全員が既に退院したという。

原因に関し保健当局者は、国営アルジェリア通信（ＡＰＳ）に「海風で広まったガスを吸ったのではないか」と述べた。これに対し地元当局者は、テネス港に最近入港した船からの廃液が「一番怪しい」と主張した。

◇***その他の事故、事件***

・20 代女性が食中毒　アジ、カツオの刺し身を食べる…お土産のサバも　「アニサキス」摘出　すし店を処分

＜埼玉新聞　2021 年 7 月 5 日＞　https://nordot.app/784565615405268992?c=39546741839462401

埼玉県さいたま市は 3 日、大宮区大門町 1 丁目のすし店「東鮨」で、アニサキスによる食中毒が発生し、食品衛生法に基づいて、同日の 1 日間の営業停止処分にしたと発表した。発症したのは宮城県の 20 代女性で、快方に向かっている。

市食品・医薬品安全課によると、女性は 6 月 27 日、同店でアジやカツオなどの刺し身を、帰宅後の 28 日、お土産のサバずしを食べた。同日午後 8 時ごろから腹痛になり、30 日に病院を受診して、胃の中からアニサキスが摘出された。宮城県から連絡を受けて、市保健所が調査をしていた。

・5 人死傷事故、京産大自動車部の試走中に発生　危険運転罪に問われた学生は見学者

＜京都新聞　2021 年 7 月 3 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/591796

京都市北区で４月、乗用車がトラックに衝突して京都産業大の学生ら５人が死傷した事故で、乗用車が同大学自動車部の活動として公道を試走中だったことが２日、関係者への取材で分かった。運転手で同大学２年の男子学生（２０）＝自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）罪で起訴＝は見学者として部活動に参加していたという。

京産大は、事故で亡くなった学生の遺族に謝罪した上で、自動車部の処分などを検討していくと伝えた。遺族は京都新聞社の取材に対し、「課外活動中の事故である以上、大学側の管理体制や責任が問われるのではないか」と話した。

関係者によると、事故当日は自動車部の活動日で、入部希望者を対象にした見学会として公道での試走を行っていた。男子学生は自分の車を見学会に持ち込み、試走には自動車部員の学生３人が同乗していたという。

京産大の担当者は「重大な事故と受け止めている。全容を解明し、二度と起こらないよう学生に注意喚起を徹底する」と述べた。自動車部が公道で走行していた理由や詳細な状況は調査中としている。

事故は４月１４日夕、京都市北区西賀茂で発生。乗用車が中型トラックと正面衝突して乗用車の後部座席にいた男子学生２人が死亡、３人が重軽傷を負った。乗用車は事故当時、制限速度（時速４０キロ）を大幅に超過する９４キロで走行し、対向車線にはみ出したとされる。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**「送りつけ商法」被害防ぐ新制度 届いた商品 処分できるように**

＜NHK　2021 年 7 月 6 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210706/k10013121301000.html
身に覚えのない商品が一方的に送りつけられて代金を請求される、いわゆる「送りつけ商法」による被害を防ぐための新しい制度が 6 日から始まり、消費者は届いた商品をすぐに処分できるようになりました。
これは、先月公布された改正特定商取引法の一部施行に伴うものです。
身に覚えのない商品が一方的に送りつけられてくる「送りつけ商法」では、これまでは消費者が勝手に商品を開封したり処分したりして、代金などの支払いを請求されるケースがありましたが、新しい制度では、一方的に送りつけられた商品は、返品したり代金を支払う義務はなく、6日以降に届いたものは、すぐに開封したり処分したりできるようになりました。
全国の消費生活センターなどに寄せられた「送りつけ商法」に関する相談は、昨年度は6600件余りと前年度のおよそ2倍に急増していて、マスクの送りつけなど、新型コロナウイルスに便乗したとみられるケースも相次いでいます。
消費者庁は新しい制度の周知を図るとともに、身に覚えがない商品が届いた場合には代金引換を求められても応じないことや、個人情報を聞き出されるおそれもあるため送り主の業者に慌てて連絡しないことなど、引き続き、送りつけ商法への注意を呼びかけています。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・「原発のゴミ、処分するところない」　小泉元首相が講演
＜朝日新聞　2021 年 7 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP74774VP73PUUB008.html
---

[火災・災害対策]

・また上がる「火災保険料」でも節約より重視したいこと
＜毎日新聞　2021 年 7 月 5 日＞
https://mainichi.jp/premier/business/articles/20210630/biz/00m/020/004000c
　自然災害が多発していることなどを背景に、火災保険の保険料が 2022 年度に過去最大となる全国平均 1 割程度の値上げとなる見通しとなった。19 年度から 4 年間で 3 度目の引き上げで、家計の負担は増す。ただし、節約を考えて補償内容を見直したい場合には注意点がある。
参考純率引き上げは過去最大
　火災保険は、火災だけでなく、自然災害による損害を幅広く補償する「住まいの保険」だ。火災・落雷・爆発▽台風などの風災・ひょう災▽雪災▽洪水や土砂崩れなどの水災――などによる損害を補償する。
　その保険料はどう決めるのだろうか。
　損害保険は、事故で損害が発生したときの補償を得るために契約者（被保険者）が損保会社に保険料を支払い、実際に損害が発生すると損保会社が契約者に保険金を支払う。保険金額（保険金の上限額）に対し、契約者が支払う年間保険料の割合を「保険料率」といい、そのうち将来支払う保険金に充てる部分を「純保険料率」という。
　つまり純保険料率は保険契約する時点では定まらない。そこで損保会社でつくる損害保険料率算出機構が、各社の過去のデータから保険金の支払い確率を算出し、災害予測シミュレーションも加味して、その参考となる「参考純率」を示している。各社はこの参考純率をもとに経費コストを考慮して独自に保険料を決める。
　同機構は 6 月 16 日、この参考純率を全国平均で 10.9%引き上げると発表した。引き上げは 4 年間で 3 度目となり、上げ幅は過去最大となった。19 年 10 月に東日本各地を襲った台風 19 号の被害など、19～20 年度に発生した風水害で保険金支払いが急増したことを反映したものだ。
　さらに、同機構は「自然災害の…

[土石流対策]

・崩壊 5 万立方メートル　盛り土、被害拡大の可能性　熱海・土石流
＜静岡新聞　2021 年 7 月 5 日＞　https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/924762.html
　熱海市伊豆山で発生した大規模な土石流について、県は 4 日、土石流の起点となった逢初川の上部で、開発行

為に伴う盛り土の崩落が確認されたと明らかにした。崩れた盛り土は約５万立方メートルと推定され、周辺を含めると約 10 万立方メートルの土砂が流れ下ったとみている。盛り土の存在が土石流の被害拡大につながった可能性もあるとみて今後、開発行為の経緯を含めた原因の調査を進める方針。

盛り土が確認されたのは逢初川河口から約２キロの標高 390 メートル地点。逢初川の起点より約 400 メートル西側で、盛り土前に谷になっていた地形の最奥に当たる。県が昨年取得した地形の電子データと 2010 年頃の国土交通省のデータを比較したところ、長さ約 200 メートル、幅約 60 メートルの盛り土が分かった。

県によると、土石流の最初の起点が盛り土だったのか、盛り土より下流側の崩落が盛り土の崩落を誘発したのかは現時点で分かっていない。崩れた盛り土の上部には車両が通行できる道が整備されていたが、開発行為の目的や時期も明らかになっていない。

県土採取等規制条例は面積千平方メートル以上、体積２千立方メートル以上の土地改変を行う場合、県に届け出をするように定めている。ただ、全国一律で盛り土を規制する法律はないため県内の自治体が国に整備を要請していた。

川勝平太知事は同日、ウェブ開催された全国知事会の広域災害対策本部会議で「雨が直接的な要因であり、開発と因果関係は明確ではないが、今後検証したい。防災の専門家の意見ももらい、全国知事会としても何らかの開発制限について国への提言など対応の強化が必要」と述べた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年７月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hikxKEpM_SneqBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年７月５日版）

＜厚生労働省　2021 年７月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=bZYc7Wz62rGs45D_Y

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年７月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9hSoyK0lP_ircuxY

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年７月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hikxKEpM_SnfyBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン接種直後、会場内で倒れて搬送…６０代男性死亡

＜読売新聞　2021 年７月５日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210705-OYT1T50183/

高知県南国市が実施した新型コロナウイルスワクチンの集団接種で４日、６０歳代の男性が接種直後に会場内で倒れ、搬送先の病院で死亡が確認された。接種との因果関係は確認されていない。

県と市によると、男性は４日午前、６５歳以上の高齢者らを対象にした市の集団接種会場でファイザー製のワクチンを接種。接種後の経過観察中に倒れ、搬送された。

県によると、県内で接種後に死亡した人は５人目。接種当日の死亡は初のケースという。これまでの４人は、翌日もしくは数日後に死亡しており、接種との因果関係は確認されていない。

・ワクチン接種後に発熱 2 日以上 コロナ感染の可能性も 注意点は？

＜NHK　2021 年７月５日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210705a.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・英 マスク着用義務などの規制ほぼ撤廃へ 専門家から懸念の声も

＜NHK　2021 年 7 月 6 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210706/k10013121551000.html

****

[3] 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 118 号）

［官報］　令和３年７月５日　号外　第 150 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210705/20210705g00150/20210705g001500003f.html

○厚生労働省令第 118 号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年７月５日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）	（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）
第九条の二　二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。	第九条の二　二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。
一　いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。	一　いずれの麻薬小売業者も　、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること。
イ　共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき	（新設）
ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から九十日を経過したものを保管しているとき	（新設）
２　前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。	２　前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場合にあつ	四　いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することがで

ては、当該麻薬に限る。）を譲り渡す旨	きない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨
五　当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者（第六項及び第七項において「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）	（新設）
３～５　（略）	３～５　（略）
６　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもつて足りる。	６　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。
７　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもつて足りる。	７　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。
８～11　（略）	８～11　（略）

別記第十号の二様式を次のように改める。

―省略―

別記第十号の四様式を次のように改める。

―省略―

別記第十号の三様式を次のように改める。

―省略―

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二十四条第十二

項第一号の許可（以下「麻薬小売間譲渡許可」という。）を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[4] *アスベスト（石綿）*

◇石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について

＜環境省　2021 年７月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109740.html

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116469.pdf

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年７月５日に行い、判定結果を機構に通知しました。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る 151 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 26 件について医学的判定を行いました※1※2。

これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち 38 件（医療費等：31 件、特別遺族弔慰金等：7 件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

※２　このほか、認定の更新申請に係る１件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第 1905071 号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。

◇珪藻土バスマット等の輸入手続など

＜厚生労働省　2021 年７月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9Rery64mPPuod09Y

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条並びに労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条第１項第４号及び第９号の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物は、試験研究の用に供するもの等を除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないことになっています。

しかしながら、昨年 12 月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の 0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されました。このため、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）及び関連する法令の改正を行い、以下の事項を義務付けました。

１　石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置の新設（令和３年１２月１日施行）

石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するおそれのある製品であって**厚生労働大臣が定めるもの**※1**を輸入しようとする者**※2は、**当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める資格者**※3**が作成した分析結果報告書等**※3**を取得**し、当該**製品中に石綿がその重量の 0.1%を超えて含有しないこと**を当該書面により**確認しなければならない**こと。

※１　珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品

※２　当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。

※３　説明資料をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000781732.pdf

２　石綿を含有する製品に係る報告の新設（令和３年８月１日施行）

製品を製造し、又は輸入した事業者※4は、**当該製品が石綿をその重量の 0.1%を超えて含有していることを知った場合**には、**遅滞なく、必要な事項**※5について、**所轄労働基準監督署長に報告しなければならない**こと。

※4　当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。

※5　説明資料をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000781733.pdf

改正の詳しい内容は、こちらの資料をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000781734.pdf

◇*アスベスト（石綿）情報*

＜厚生労働省　2021 年 7 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wiCc_JkRC8yfRhhY

・「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
・建設アスベスト給付金制度について
・アスベスト（石綿）訴訟の和解手続について
・事業主の方々へ
・石綿に関する講習・研修を受講したい方へ
・医療機関の方々へ
・行政施策の推進
・その他

****

[5] *医薬品等*

◇アルツハイマー病新薬広がる波紋　米下院も調査へ

＜朝日新聞　2021 年 7 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP745TBLP74ULFA001.html

アルツハイマー病の治療薬として米国で条件付きで承認された「アデュカヌマブ」をめぐり、波紋が広がっている。米食品医薬品局（FDA）の独立委員会のメンバー3 人が抗議のため辞任し、米下院も調査する方針だ。日本では審査中だが、専門家は時間をかけて判断すべきだと指摘する。

アデュカヌマブは認知機能の低下を長期間抑える世界初の薬として、6 月 7 日に承認された。追加治験による検証が条件となっており、十分な効果がなければ取り消される可能性もある。治験の終了は 2029 年を見込んでいる。

昨年 11 月に FDA の独立委員会が議論した際は、有効性が証明されていないとして委員のほぼ全員が承認に反対した。そのメンバー3 人が「FDA の委員会の意見の扱い方に失望した」などとして辞めている。

米バイオジェンの広報担当者は辞任について「お伝えできることはない」としている。

米国では使われ始めている。開発したエーザイと米バイオジェンは価格の目安として年 5 万 6 千ドル（約 620 万円）と示した。米下院監督・政府改革委員会は「高額な価格と有効性に疑問があるにもかかわらず承認に至ったプロセスに深刻な懸念を抱いている」として、調査を表明した。

FDA は承認に際し「申請されたデータは非常に複雑で有効性について不確実性が残っている」と認める。一方で、「治療は急を要する。600 万人以上の米国人が病気にかかっており高齢化に伴い患者が増えると予想される」とした。

製薬業界に詳しいクレディ・スイス証券の酒井文義氏は「FDA は患者数が増えるなか、新薬が開発されないことに危機感があったのではないか。社会性の高い病気に対して追加治験を義務づけるというのは聞いたことがない。足かせをはめないと、みんなが納得しないということだろう」と話す。

****

[6] *廃棄物関係*

◇EU、使い捨てプラ食器を禁止　欧州の海岸ごみ 7 割減

＜共同通信　2021 年 7 月 4 日＞　https://nordot.app/784298200252121088?c=39546741839462401

欧州連合（EU）で3日、プラスチック製や発泡スチロール製の使い捨て食器や食品容器の市場流通を禁止することなどを盛り込んだ新規則が施行された。欧州委員会は海洋ごみの80%がこうしたプラごみだとしており、新規則実施で欧州の海岸を汚すごみが70%減ると推計している。

EUは世界のプラごみ対策の主導権を握る構え。欧州委のティメルマンス執行副委員長は新規則について「人々の健康と地球を守る後押しとなり、持続可能なビジネスを刺激し、循環型経済に近づく」と述べた。

禁止対象は外食産業の使い捨てスプーンやストロー、皿など海岸を汚す上位10品目を選んだ。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇「脱炭素」株主に波及、定時総会　環境対応、経営の主軸に

＜共同通信　2021年6月29日＞　https://nordot.app/782558109742825472?c=39546741839462401

3月期決算の上場企業の大半が29日で定時株主総会を終えた。商社や銀行に気候変動対策の強化を求める株主提案が相次ぎ、世界的な脱炭素の機運が広く株主に波及。新型コロナウイルスの流行収束後を見据えた経営のかじ取りや、不祥事からの信頼回復策を問う声も相次いだ。環境対応を新たな主軸に据えるといった経営課題にどう向き合うのか、企業の本気度が問われる。

気候変動対策の強化に向けた定款変更を求める一連の株主提案は否決されたものの、住友商事では20%、三菱UFJフィナンシャル・グループでは23%と一定の支持を得た。気候変動への株主の意識の高まりは鮮明だ。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇サプライチェーン全体の脱炭素化に向けた支援事業への参加企業を募集します

＜環境省　2021年7月5日＞　https://www.env.go.jp/press/109766.html

◇中長期の温室効果ガス削減目標に向けた支援事業に参加する中小企業を募集します

＜環境省　2021年7月5日＞　https://www.env.go.jp/press/109763.html

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の公募について

＜環境省　2021年7月5日＞　https://www.env.go.jp/press/109768.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇北海道遠別町西方沖合において掘削調査を開始しました

＜経済産業省　2021年7月5日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210705002/20210705002.html?from=mj

経済産業省資源エネルギー庁の補助事業（令和1～3年度国内石油天然ガスに係る地質調査事業費補助金）の交付先である三井石油開発株式会社が、北海道遠別町西方沖合において、石油・天然ガスの存在の確認を目的とした掘削調査（試錐）を7月4日より開始しました。

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第９回「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」を開催します（オンライン開催）　　7月12日

＜厚生労働省　2021年7月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hikxKEpM_SneOBY

・労働基準法施行規則第35条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について

・その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）

＜厚生労働省　2021年7月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6gi01LE5I-S3b3BY

・第63回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第12回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について

７月７日
＜厚生労働省　2021 年７月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yiiU9JEZA8SXSdBY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの副反応疑い報告基準について
（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（４）その他

[開催記録、報告、資料等]
・
****

[11] *その他*

・大学院生 16%借金３百万円以上　文科省研究所が全国アンケート
＜共同通信　2021 年６月 29 日＞　https://nordot.app/782521853196861440?c=39546741839462401
　昨年度に大学院修士課程を終えた学生の 16.5%が、奨学金などの借入金を 300 万円以上抱えているとみられることが 29 日、文部科学省の研究所による初の全国アンケートで判明した。金額は理系の方が高い傾向だった。在学中から経済的な自立を迫られることもあって博士課程への進学率は激減している。博士課程の学生は所属する研究室で実務を担うことも多く、給与の支払いを求める声も多かった。
　文科省科学技術・学術政策研究所がアンケートを実施。１万 6311 人が答えた。
　修士課程を終えて博士課程に進む学生は激減し、20 年度は 9.4%。科学立国を担う人材基盤の衰えが心配されている。

・非正規公務員 年収 200 万円未満 約半数 現場で働く人などが調査
＜NHK　2021 年７月５日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210705/k10013120621000.html?utm_int=all_side_ranking-social_003
全国の自治体で働く「非正規公務員」の現状について、現場で働く人などでつくるグループが 1200 人余りにアンケート調査を行った結果、年収が 200 万円未満と答えたのはおよそ半数に上ったことがわかりました。「給与額が低い」「将来が不安」などと待遇改善を求める声が相次いでいて、調査を行ったグループは「非正規公務員の現状を多くの人に知ってほしい」と訴えています。
全国の自治体で１年の契約を繰り返し働く「非正規公務員」は、保育士や図書館司書など住民サービスを支える多くの業務を担っていますが、正規職員と仕事の内容が同じでも毎月の給料が低いなど、待遇改善が課題となっています。
こうした現状について、現場で働く人たちなどで作るグループがことし４月から６月にかけてインターネットでアンケート調査を行い、1252 人から回答を得ました。
それによりますと、去年の年収について「200 万円未満」と回答したのは 661 人、率にして 52.8%とおよそ半数に上りました。
「250 万円未満」と答えたのは 76.6%（959 人）でした。
１週間の所定勤務時間は「30 時間以上 40 時間未満」が 45.3%（567 人）と最も多くなっています。
１人暮らしや家族と同居する人も含めて自分の収入が家計を主に支えていると答えたのは 35.2%（440 人）でした。
また今の職場での勤務年数を聞いたところ、
▽「６年から 10 年」が 21.1%（264 人）、
▽「11 年から 15 年」が 9.8%（123 人）、
▽「16 年以上」が 7%（88 人）となっています。
有期雇用の非正規労働者が５年を超えて働いた場合、無期雇用に切り替えることを企業に義務づける「無期転換ルール」は、自治体職員に適用されないため、契約を繰り返し更新し働き続ける人が相次いでいるのが実態です。
日頃感じていることを聞いたところ、

▽「給与額が低い」が 42%、
▽「将来への不安」が 34%、
▽「やりがい搾取」が 22%などとなっていて、
待遇の改善を求める声が相次いでいるということです。
自治体で働く「非正規公務員」の待遇改善を進めるために、去年 4 月からボーナスや退職手当などを支給できる新たな制度が始まりましたが、業務の内容が変わらないのに勤務時間が短くなり、収入が減ったなどという声が相次いでいます。
記者会見した、調査を行ったグループの渡辺百合子代表は「住民生活に身近なサービスを支え窓口業務などを担うのは、その多くが非正規の公務員です。こうした現状を多くの人に知ってもらいたい」と話していました。

「住民の相談受ける私たちが意欲持って働ける環境を」

関西地方の自治体で「非正規公務員」として働き続ける 50 代の女性は、女性や障害のある人などの就労相談にあたっています。
女性は 10 年以上、現在勤務する自治体で働いていて、1 週間の所定勤務時間はおよそ 30 時間です。
女性は「正規職員は数年で部署を異動しますが、非正規は異動がなく、継続的な支援ができるため、行政サービスを支えるというやりがいはあります。しかし、契約は 1 年間で契約を更新するために、毎年、履歴書を出す必要があり、いつか契約を更新されず雇い止めにされるのではないかと不安を感じています」と話しています。
去年 4 月から「非正規公務員」にボーナスなどの支給をできるようにする「会計年度任用職員制度」が始まり、女性は待遇が改善されると期待したといます。
しかし、この女性の場合、制度の移行に伴い、ボーナスは支給されるようになりましたが、月々の給料が 3 万円ほど減額されたため、年収は変わらないといいます。
さらに新型コロナウイルスの影響で業務量は大幅に増えたといいます。
女性の部署では、これまでの就労支援の業務に加えて、住まいを失うおそれがある人を対象にした給付金の申請受付や審査を担当しています。
女性によりますと、同じ部署で働く職員のおよそ 8 割は非正規で、業務量は感染拡大前と比べて 2 倍以上になったといいます。
ことし 6 月の収入は残業代も含めても手取りで 20 万円ほどでした。
女性は「コロナ禍で生活そのものに関わる相談も増え、責任とプレッシャーだけが増えました。住民によりよいサービスを提供するためには、相談を受ける私たち非正規が意欲を持って働ける環境が必要です。今の待遇で行政が成り立っているのは、非正規公務員のやりがい、ボランタリーなところに支えられていると思いますが、それだけに頼りすぎていると感じます。待遇の改善を進めることができないと、今後、行政サービスが維持できるかが不安に思います」と話していました。

加藤官房長官「任用と処遇の適正化 取り組みたい」

加藤官房長官は、午後の記者会見で「『会計年度任用職員制度』は、臨時非常勤職員の適正な任用と処遇を確保する観点から導入されたもので、各地方公共団体において、制度の趣旨に沿った適切な運用が図られることが重要だ。ほとんどの団体で期末手当が支給されるなど、制度の趣旨に沿った運用がおおむね図られているところだが、対応が十分ではない団体もあると承知している。総務省で実態を把握しつつ、ヒアリングの機会を活用して助言を行うなど、任用と処遇の適正化が図られるよう取り組んでいきたい」と述べました。

****

[付録]

◇汚染されたネット広告、大企業も関与　「バレなければ問題ない」2 兆円市場の影

＜J-CAST　2021 年 7 月 4 日＞　https://www.j-cast.com/2021/07/04415242.html

「飲むだけで痩せる」「毛穴の汚れがごっそり」「シミの漂白剤と話題」――市場拡大が続くネット広告で、誇大・虚偽表示が後を絶たない。自浄作用が働かず、国が対応に乗り出すほど深刻な事態となっている。
関係者に取材を進めると、業界のゆがんだ構造が見えてきた。

1 万件以上も苦情

電通の発表によれば、2020 年のネット広告費は 2 兆 2290 億円で、テレビや新聞などマスコミ 4 媒体の 2 兆 2536

億円に匹敵するほど成長を続ける。

それに比例して、生活者を欺くような広告も増えている。公益社団法人「日本広告審査機構（JARO)」に 2020 年度に寄せられた広告の苦情件数は約 1 万 2000 件と過去最多だった。

対象は、健康食品や化粧品、医薬部外品といった美容・健康関連が目立つ。JARO は

「毛穴の汚れがごっそり取れる、ノーベル賞受賞成分のコスメなどとうたい、鼻の角栓の合成写真を広告に使っていた化粧品のジェル」

「飲むだけで痩せる、返金保証、6 日分 500 円とあったが定期購入契約になっており、解約を申し出ても 1 年間継続購入しないと解約できないという健康食品」

と訴求していた**アフィリエイト広告（成果報酬型広告）**などに厳重警告している。

アフィリエイト広告は、アフィリエイターと呼ばれる広告制作者が、代理店の依頼を受けるなどして、広告主の商品を記事などで宣伝する。販売サイトへの送客数や契約数に応じて、制作者は報酬を得る。

矢野経済研究所の調査では、20 年度のアフィリエイト広告市場は 3258 億（前年比 5.2%増）の見込みで、4 年後には 4951 億円に拡大すると予測する。同社は成長理由に「大手企業であるナショナルクライアントのアフィリエイト予算の拡大」「アフィリエイト市場参入企業の増加の可能性」を挙げている。

アフィリエイト広告をめぐっては、消費者庁が実態調査に乗り出している。あわせて、有識者による検討会を設置し、適正化に向けた方策を年度内に取りまとめる方針だ。

第一三共ヘルスケア、大正製薬のグループ会社でも...

J-CAST ニュースが調べたところ、第一三共ヘルスケアの化粧品ブランド「ブライトエイジ」で、景品表示法違反（優良誤認）の可能性があるアフィリエイト広告が見つかった（詳報：第一三共ヘルスケア商品で「不適切広告」発覚　事前チェックで不備...「再発防止に努める」)。

また、大正製薬グループのスキンケア商品「Shirosae-しろさえ-」でも、不適切なアフィリエイト広告が見つかった。

「【大正製薬グループが開発】シミの漂白剤と話題の〇〇なら約 1 週間でシミ悩みが消える！？」と題した広告ページでは、「シミの漂白剤」「レーザー治療級！」と効果を標榜し、「美容へのこだわりが強い芸能人も使うだけあって辛口で有名な口コミサイトでも絶賛の嵐...！」と訴求しているアフィリエイターもいた。

それらのアフィリエイターは、商品使用前後の女性の顔写真を使っていたが、スペインの美容クリニックのサイトなどで全く同じ写真が見つかった。

大正製薬子会社で Shirosae を販売する「ドクタープログラム」は取材に、「弊社の監視活動において、薬機法の観点から使用前後の比較画像の使用が不適切と判断し、改善の指示を出しておりました」と回答した。すでに当該広告は配信停止したという。

同社によれば、関連法規を遵守した広告を配信するよう、広告代理店に指示している。

「薬機法、景表法を遵守した適正な広告の出稿を監督する立場から、広告代理店を介した運用者へのガイドランとなる資料の提示を行うと共に、監視活動を行い、不適切な広告は発見次第、広告代理店を通じてサイトの修正依頼または配信停止をするなど、広告の適正化に努めております」

広告プラットフォーマーは「やめたくてもやめられない」

なぜ不適切な広告が蔓延してしまうのか。

通販会社の社長 A 氏が匿名を条件に取材に応じ、背景を次のように話す。

「D2C という言葉（Direct to Consumer の略、ネットを通じて生活者に直接販売する取引形態）が流行ったことで通販事業者が増えているためです」「新規参入業者は、上場企業などの大きなブランドの広告を参考にしているはずです。大企業が法律違反をしていると、悪いことをしている感覚すらなく延々と違反のバトンが引き継がれていく構造があると思います」

「また、バレなければ問題ないと考えるアフィリエイト会社も比例して増えていると考えられます。広告表現を違反すればするほど利益率が高くなるため、手を染めてしまうのではないでしょうか」

ある代理店関係者は「ダイエット食品やバストアップサプリなどのビフォー・アフター写真はほぼ捏造です。それぞれ他人の写真を使ったり、フォトショップ（画像編集ソフト）で加工も当たり前です」と取材に証言した。

摘発を受けた事業者もいる。大阪府警は20年７月、医薬品かのようにサプリメントの効果や効能を宣伝したとして、販売会社「ステラ漢方」や東証一部上場の広告代理店「ソウルドアウト」の社員ら６人を薬機法違反の疑いで逮捕した。その後、業界に変化はあったのか。

「少し前までは、サプリメントの会社はとても多かったです。ステラ漢方が逮捕された影響で、（広告の掲載）媒体も健康問題も相まってサプリに関しては厳しくなり、現状はかなり減っていると思います。一方で、いまは基礎化粧品やコンプレックス系の化粧品（シミケア商品、スカルプシャンプーなど）で、薬機法や景表法を無視した会社が増えていると感じています」（A氏）

今年８月には改正薬機法が施行され、虚偽・誇大広告に対して新たに課徴金制度が設けられる。A氏は「遵法意識は生まれてくるとは思いますが、大きな問題にならない限りはチキンレースをする会社が多く、あまり変わらないのでは」と抑止効果は限定的との見方だ。

A氏は、広告主の無責任さも指摘する。

「正直怠慢だと思っています。弊社は代理店さんにお任せする部分も全て事前にチェックしています。企業努力でおこなえる範疇です。広告主が違反をしても、代理店やアフィリエイト会社に責任転嫁しても問題ないような構図になっていることに問題意識を強く持っています」

前述の消費者庁の検討会で、弁護士の池本誠司委員は「広告を展開して商品・役務を供給し利益を得る事業者＝販売業者等が、広告表示の内容について責任を負うことが基本である」と強調している。

是正のためには、グーグル、フェイスブック、ヤフー、ラインなど大手広告プラットフォームのチェック体制強化も不可欠だと説く。

「違法行為を是とする広告主は常に居続けると思っています。なので、そういう方々が排除される広告媒体のロジックがないといけないはずです。テレビCMはまさにそうなっており、考査で表現の規制が入るため不適切なものが必然的に流れませんが、インターネットはそうなっていません。自社だけ基準を高くすると他社に広告予算が流れてしまい、グノシーのように（※）炎上しない限り収益的にやめられない状況が出来上がっている」（A氏）

※グノシー子会社digwellが虚偽広告を制作し、グノシーがアドネットワークと呼ばれる仕組みを通じて複数のウェブサイトに配信していたことが20年３月、毎日新聞と調査報道グループ「フロントラインプレス」の報道で発覚した。

グノシーは20年４月に広告掲載ガイドラインを全面改定し、社内の審査体制強化を発表した。審査の厳格化により、2020年５月期に全体の68%を占めていた美容・健康商品の広告は、2021年５月期第３四半期には24%と大幅に減少している。それに伴いアドネットワークの売り上げは減少傾向が続く。

自ら方針転換した広告事業者も

自主的に広告の健全化に踏み切った事業者もいる。

中国の検索大手バイドゥ傘下の「popIn（ポップイン）」は５月下旬から、自社の広告配信プラットフォームで配信基準を引き上げた。同社は新聞社や出版社、ネット専業メディアなど900以上のウェブサイトをネットワーク化し、提携する広告代理店140社の広告出稿を仲介する。

具体的には、薬機法や景表法などに抵触する広告や、外見を揶揄するコンプレックス広告（※）の配信を禁止する。※詳報：YouTube「外見蔑視」広告に抗議の署名運動　体形・体毛など漫画で...発起人「人を傷つけることにもなるとわかって」

「今まで不適切な広告に目をつぶっていました。グーグルやフェイスブックのような大手でも出ているのに、なぜうちのような小さい企業がいけなのかと、エクスキューズを探しながら、正当化しながら、審査を通してしまっていました」

ポップインの高橋大介副社長は取材に、後悔を口にした。

広告の問題は数年前から社内で共有されていたという。19年10月にはサイバーエージェント、グノシー、ログリーなど９社と共同声明を出し、「ネット広告の健全化に向け、フェイク広告やコンプライアンス違反広告を根絶するために連携して対応策を検討していくことで合意しました」と宣言していた。

ネット広告健全化に向けた9社による共同声明

インターネット広告（以降、ネット広告）配信に携わる事業者9社は、ネット広告の健全化に向け、フェイク広告やコンプライアンス違反広告を根絶するために連携して対応策を検討していくことで合意しました。

近年、ネット広告の技術進歩によりネット広告市場は年間1.5兆円規模と大きく成長し、誰でも広告を掲載できるようになりました。一方で、不正や詐欺などの悪意のある広告が蔓延するようになり消費者の脅威となりつつあります。
中でも、芸能人やＴＶ番組名などを無断で使用した広告サイトを掲載し収益を上げるフェイク広告や日本国内での薬機法や景表法を無視したコンプライアンス違反広告が増えてきています。

そこで、広告配信に携わる事業者がネット広告の健全化に向けて連携し、実質的な対応策の検討をするため、定期的に情報共有を行う協議の場を設けることにしました。
賛同する事業者がフェイク広告とコンプライアンス違反広告の根絶に向け、ガイドラインの策定を行ってまいります。

今後も、不当な広告が掲載されることによって消費者の誤認を防ぎ、広告の価値を見出したよりよい社会にするために、さまざまな対策を協議し、ネット広告の課題の解決に向けて関係団体および広告主、広告代理店、そして媒体社と連携に努めてまいります。
また、9社のみならず本声明に賛同いただける広告事業者の参加も受付けております。

しかし、「平たく言えば失敗した」（高橋氏）。根絶に向けてガイドラインの策定や定期的な情報共有を予定していたが、足並みがそろわず形骸化してしまった。

配信基準の引き上げも行ったが、収益が大幅に下がり、代理店、メディアから猛反発を受けた。親会社からも改善を強く求められ、3か月ほどで元の基準に戻さざるをえなかった。横の連携の難しさ、提携企業への事前交渉の重要性を痛感したという。

転機となったのが、プロジェクターとスピーカーが一体化した天井照明「popIn Aladdin（ポップインアラジン）」の大ヒットだ。

広告主としての顔を持つようになり、会社のブランディングや将来性を強く意識するようになる。薬機法改正も控えていたこともあり、健全化にふたたび舵を切った。

「事業成長を考えたときに、私たちと組んでくださる会社が多いほどチャンスが広がると思っています。一時的に売り上げに打撃はありますが、正しいことをしていると認めてもらえ、コンプライアンス意識があると評価してもらえないと、ちゃんとした企業は組んでくれない」（西舘亜希子取締役）

自社で調査したところ、代理店140社のうち25社がグレーな広告を扱っていたことがわかり、「一緒に変わってもらえませんか」と直談判した。5、6社からは賛同が得られず取引停止した。媒体社にも理念を伝え、「（売り上げが）一時的に最大5割落ちる可能性があるが我慢してほしい」と理解を求めた。

課題の収益面は、大手の広告主を持つ代理店を増やして穴埋めを図ったという。高橋氏は

「法令を遵守した広告とそうでない広告が並ぶと、後者がどうしてもクリックされてしまう。なので、勝てなくなってそれにならってしまう悪循環がありました。『そうした広告をなくすので、良い勝負ができて成果も上がる』と広告代理店に伝えたところ、数社から快諾をしてもらいました」

と明かした。

引き上げ前は全体の10%ほど掲載拒否、修正依頼をしていたが、現在は4、50%と厳格化した。売り上げは初月

で平均３割落ちたが、コンプライアンス意識の高い企業によるトライアル出稿が増えたことで回復基調にある。

「今回の決定の詳細を対外的にも発表したことで、事業の透明性は保たれたと思っています。あとは実績をしっかり作っていくことが重要になってきます。メディアさんには８月までにレベニューを戻すと約束していますので、良い広告を取って戻す。その後は知見をしっかり貯めていき、事故がないよう運転していきます」（高橋氏）

********** 以上 **********